

(案)

令和6年4月 日

各課かい長 様

行政改革推進課長
会計課長

財務会計システムの改修について（通知）

このことについて、公金収納のキャッシュレス化推進を目的とした財務会計システム改修を令和6年3月21日（木）の業務時間外に実施しました。これに伴い、コンビニエンスストアや電子マネー等で納付可能な納付書が発行可能となり、併せて納付書発行にかかる画面等が一部変更となっておりますのでご注意ください。

なお、従来の縦三連の納付書は引き続き発行可能で、新様式納付書帳票の配付は会計課において行います（配付希望受付はkintone上）。新様式納付書を発行する際は、別紙Q&A及び操作マニュアルをご参照頂き、不明点は担当までご連絡をお願いします。

事務担当 行政改革推進課行政改革推進担当 岡崎
内線 2521
会計課会計担当 越本
内線 2211

別紙 新様式納付書発行にかかるQ&A (R6.4.1時点)

Q1 新様式納付書帳票の配付はどのようなのか

A1 新様式納付書帳票は会計課において配付しますが、数量に限りがありますので、必要な枚数を精査の上配付を受けてください。なお、配付希望の受付はkintone上で行いますので、別紙マニュアルをご参照ください。

Q2 新様式納付書の印刷はどうすればよいのか

A2 納付書(返納済通知書含む)発行画面上、納付書の種別(納付書または納入通知書等)の選択時に「〇〇(コンビニ)」を選択することで、コンビニ収納対応納付書(PDF)が作成されますので、新様式納付書帳票に印刷してください。なお、新様式納付書の発行(印刷)は印刷向き等の設定に留意のうえ、手差し印刷で行ってください。

Q3 新様式納付書を再発行するときはPDFを流用してよいのか

A3 コンビニ収納対応納付書は、収納用バーコードが納付書上に印刷されますが、同一バーコードを持つ納付書の同時流通はコンビニ収納の取り決め上許容されず、同時流通が確認された場合、市発行納付書の全回収を求められるおそれがあります。

そのため、同一情報の納付書(発行済納付書)の再発行が必要な場合は、発行済の納付書PDFを流用するのではなく、財務会計システムから再度印刷処理を行い、新たな納付書PDFの出力をしてください。

Q4 従来の縦三連納付書の発行方法はどうか

A4 納付書発行画面上、「納付書作成」において「納付書」「納入通知書」を選択することで、従来の納付書が作成できます。

Q5 自課の業務システムから発行する納付書を使用しているが、今後は財務会計システムの新様式納付書を使わないといけないのか

A5 各課の個別システムでの納付書発行の停止を求めるものではないため、引き続き各課のシステムを使用して問題ありません。

Q6 新様式納付書での納付データは個別の業務システムにも反映されるか

A6 従来の財務会計システムの納付書と同様、納付データは財務会計システム内でのみ反映となります。

Q 7 新様式納付書と従来様式の納付書はどう使い分ければよいのか
A 7 源泉徴収に係る納付書等、職員が市役所の指定金融機関派出窓口等に直接持ち込む場合については、引き続き従来様式での印刷をお願いします。また、私人委託が禁止されている歳入に関しても従来様式での印刷をお願いします。(Q 8 参照) その他の歳入に係る納付書についてはどちらの様式でも問題はありませんが、納付義務者のニーズ等を踏まえ、適切に選択してください。

Q 8 どの歳入科目でもコンビニ対応納付書を発行してよいか
A 8 地方自治法及び市財務規則上で公金収納の私人委託が認められていない科目はコンビニ対応納付書の発行ができませんので注意してください。 ※これに関し、地方自治法は令和 6 年 4 月 1 日施行の改正により公金事務の私人委託が緩和され、市財務規則もこれに合わせて改正を行い、下記例外を除き、全ての歳入でコンビニ対応納付書の発行を可能としますが、財務規則に明記されていない科目(特に諸収入)についてコンビニ対応納付書の発行を行う際は、告示を要する場合がありますので事前に行政改革推進課にご相談ください。 <私人委託(コンビニ収納)ができない科目> ①地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入 ②繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

Q 9 カスタマーバーコードの印字ができるか
A 9 新様式納付書については、債務者情報の入力画面において、郵便料金の割引を受けるためのカスタマーバーコードの納付書への印字有無の選択が可能です。窓付封筒利用時に割引適用が可能な通数を送付する時は適切にご利用ください。

Q 1 0 新様式納付書送付用の窓付封筒は配付されるか
A 1 0 新様式納付書送付用の窓付封筒については、納付書帳票同様会計課で配付しますが、数量に限りがありますので、必要な枚数を精査の上配付を受けてください。なお、配付希望の受付は kintone 上で行いますので、別紙マニュアルをご参照ください。

Q 1 1 コンビニで納付可能な金額は上限があるか
A 1 1 コンビニで納付可能な支払金額は納付書 1 枚につき 3 0 万円以下となっています。そのため、額面が 3 0 万円を超える場合はコンビニや電子マネーでの納付用のバーコードが印字されませんので、金融機関窓口での納付を納付義務者に案内してください。

Q 1 2 新様式納付書はどこで納付できるか

A 1 2 納付可能場所（チャンネル）は別紙「新様式納付書の納付可能場所（チャンネル）」のとおりです。

Q 1 3 新様式納付書での納付時に、納付義務者は支払手数料が必要になるのか

A 1 3 コンビニやスマートフォン決済アプリ、モバイルレジ（ネットバンキング）、金融機関や市窓口での納付については納付義務者の手数料負担はありません（市が負担）が、モバイルレジ（クレジットカード）に関しては決済額に応じて納付義務者も手数料負担が必要となるため、注意してください。

Q 1 4 モバイルレジ（クレジットカード）利用時に納付義務者が負担する手数料は

A 1 4 <モバイルレジ（クレジットカード）利用時に納付者が負担する決済手数料>

納付（決済）金額	決済手数料（税込）
1 円～5,000 円	27 円
5,001 円～10,000 円	82 円
10,001 円～20,000 円	165 円
20,001 円～30,000 円	275 円
30,001 円～40,000 円	385 円
40,001 円～50,000 円	495 円

※以降同様に 10,000 円ごとに決済手数料が 110 円ずつ加算されます。

Q 1 5 新様式納付書での納付時に市が負担するコンビニ収納等の手数料の予算措置は

A 1 5 令和 6 年度においては各課で予算措置を頂く必要はありません。

Q 1 6 コンビニ等での納付情報はどう確認すればいいか

A 1 6 財務会計システムの「共通管理」→「伝票検索」→「コンビニ収納伝票検索」から確認できます。

※コンビニ収納においては、店舗で納付書のバーコード読み込みを行うと、翌日に速報データが市に届きますが、バーコード読み込み後の現金不足等での取消等の場合、速報データ到着の約 1 週間後に取消データが届くこととなります。そのため、「支払われたことの確定」は店舗での支払いから 1～2 週間後の速報データの到着を待つこととなりますので注意してください。

Q17 新様式納付書がコンビニで納付できる期限は

A17 コンビニ収納対応納付書については、市が納入義務者に求める「納期限」とは別に、コンビニやモバイルレジ等で納付可能な期限が納付書の発行日に応じて自動的に設定されます。設定値は「納付書発行日が属する年度の翌年度の5月10日まで」となり、出納整理期間の関係から、5月に入ると、前年度分の納付書にコンビニ収納用のバーコードは印字されません。

なお、使用期限を経過した場合、コンビニ等での納付はできなくなりますが、本市の公金納付書取扱金融機関窓口での納付は可能です。

Q18 新様式納付書に「延滞金」の枠があるが、延滞金に金額が印刷される条件は

A18 財務会計上の細節名の中に「延滞金」が含まれる場合は延滞金に金額が印字されます。

Q19 コンビニ店頭で電子マネーやカードで払えるのか

A19 店頭での支払いは現金のみとなります。電子マネーやクレジットカードはコンビニ収納用バーコードをモバイルレジアプリやスマートフォン決済アプリで読み込む形の支払いにおいて利用可能です。

Q20 モバイルレジとはなにか

A20 納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンで読み取り、ネットバンキングやクレジットカードで支払うことができるNTTデータが提供するサービスです。

Q21 モバイルレジのアプリ上、表示される「科目名」はなにか

A21 新様式納付書については全て「料」と表示されるため、納付義務者への案内等の際は注意してください。

Q22 コンビニ対応納付書を選択した場合、「Web口座振替受付」という選択肢が出る

A22 画面上、コンビニ対応納付書の作成を選択した場合、「Web口座振替受付」の項が出て、「不可」「可」が選択できますが、どの科目における納付書であっても必ず「不可」を選択してください。

Q23 税や保険料で運用が始まったWeb口座振替受付サービスの利用はできるのか

A23 財務会計システムから出力される納付書でのWeb口座振替受付サービスは現状利用不可とします。そのため、画面入力における選択においても当該項目は「不可」としてしてください。

別紙 新様式納付書の納付可能場所（チャンネル） ※令和6年4月1日時点

区分	納付可能場所（チャンネル）	備考
コンビニエンスストア	セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラグループ ミニストップ ローソン MMK設置店	
スマートフォン決済アプリ	au PAY（請求書支払い） d払い 請求書払い FamiPay 請求書支払い J-Coin 請求書払い LINE Pay 請求書支払い PayPay 請求書払い 楽天ペイ（請求書払い） 楽天銀行コンビニ支払サービス	
モバイルレジ（ネットバンキング）	全国の金融機関 （※詳細はモバイルレジの公式HPをご参照ください）	
モバイルレジ（クレジットカード）	VISA Master Card JCB AMERICAN EXPRESS Diners Club	<u>取扱金額に応じた決済手数料が納付者負担となります。（Q&A14）</u>
金融機関	横浜銀行 スルガ銀行 みずほ銀行（R7.3.31まで） 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 かながわ信用金庫 湘南信用金庫 平塚信用金庫 中南信用金庫 中央労働金庫 さがみ農業協同組合（JAさがみ） ゆうちょ銀行（神奈川県、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び山梨県に所在するゆうちょ銀行・各郵便局に限る）	
市窓口	市役所（指定金融機関派出窓口） 小出支所 各出張所	

※新様式納付書はPay-easy（ペイジー）による納付はできません。

※モバイルレジやスマートフォン決済アプリの使用方法是市HP等でご確認ください。

※財務会計システムで出力した納付書は、モバイルレジ（アプリ）の画面上、科目名の表示が「料」となりますのでご注意ください。